

小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに
商工会議所及び日本商工会議所に対する基本的な指針改正案に対する意見公募要領

令和 8 年 9 月 8 日
経済産業省 中小企業庁
経営支援部小規模企業振興課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

今般、小規模企業振興基本法（平成 26 年法律第 94 号）に基づく「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）」の各種施策の深掘りのため「小規模事業者の『稼ぐ力』の強化に向けた諸課題に関する検討会 中間とりまとめ」として令和 8 年 5 月に取りまとめました。さらにそれら施策の方向性も含めた「労働供給制約社会における中堅・中小企業の『稼ぐ力』強化戦略」として令和 8 年 6 月に中小企業庁の中小企業支援戦略の方向性を示しました。

それら検討会の中間とりまとめや強化戦略等に基づき、小規模事業者の支援方針に基づく支援が行われるように、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 51 号）に係る「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（令和元年経済産業省告示第 169 号）」において、その支援方針を明確化し、各商工会・商工会議所における経営発達支援事業などの実行に反映するため、所要の改正を行うこととなりました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

※なお、本改正案の内容である「成長志向の経営計画・宣言」について、1 億円等の売上拡大を目指す類型を位置づけておりますが、本改正とは別途、上記検討会で整理された内容も含む高付加価値の創出を目指す類型について検討中のところであり、当該類型については内容が確定次第、令和 8 年度末から令和 9 年度明け頃を念頭に、本基本指針の追加的な改正を行う可能性がございます。

2. 意見公募の対象

小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本的な指針改正案

3. 資料入手方法

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

（２）窓口での配布

経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課

（東京都千代田区霞が関 1－3－1 経済産業省別館 6 階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和 8 年 9 月 8 日（火）～令和 8 年 10 月 7 日（水）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス：bzl-syokiboka-renkei@meti.go.jp

（電子メールの件名を「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本的な指針改正案に対する意見」としてください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様から頂いた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別する記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

